

生保裁判連ニュース

第五号 一九九七・七
発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(075-241-2244)

宮岸年金訴訟 東京地裁判決の意義と課題

国のみによる年金の払い過ぎ分は

返さなくてよい

判決の内容

判決は、原告の請求をすべて棄却しました。

①憲法二五条違反について

宮岸年金訴訟の判決が、一九九七年二月二七日に東京地裁で出されました。宮岸訴訟は、資力調査を伴い人間の尊厳を侵害しやすい生活保護ではなく、資力調査を伴わない、より人の尊厳を大切にした年金による健康で文化的な最低生活保障を正面から求めた訴訟です。皆年金体制の下、年金が国民に適用される基礎年金の意味を最適化する基礎年金の観点から問うものもあります。判決自体は、原

告、宮岸さんの請求をすべて棄却しました。九〇年三月、社会保険事務所を行ったときに、年金が二重支給（併給）されないこと、年金の過払いを指摘され、五年前に湖つた障害福祉・基礎年金の一部支給停止（併給調整）、障害基礎年金の過払金（一八〇万円強）に対する一方的な天引き（内払調整）が行われました。併給調整・内払調整

金についても、九一年に、併給調整と内払調整の処分が行われました。それら一連の併給調整・内払調整処分の取消しを求めて、審査請求・再審査請求しましたが、却下又は棄却されました。そこで、生活保護ではなく年金による健

康法二五条が規定する最低生活法制度全体で実現されるのであり、また、給付要件・内容をどのように定めるかの選択決定は立法府の広い裁量に委ねられているとしたうえで、「併給調整規定が、立法裁量の範囲を逸脱し不合理である」と認めた。

(二面につづく)

と認めることはできない」と判断しました。

②憲法一四条違反について

で文化的な最低生活保障を実現するためには、併給調整処分の取消すを求め、金沢地裁に提訴しました。しかし、裁判管轄の問題で東京地裁に移送されてしまいました。

公的年金受給制限額（約六九万円）と所得制限額（約三二〇万円）との格差、増加恩給などの障害基礎年金との併給を認める規定と本

件各併給調整規定との格差は、不公平な差別に当たらないとしました。

③憲法三一条（適正手続）違反について

併給調整処分は受給権者からの届け出を要件とするものではなく、告知・聴聞等の手続をしなかったとしても、適正手続に違反しないと判断しました。

宮岸年金訴訟の判決が、一九九七年二月二七日に東京地裁で出されました。宮岸訴訟は、資力調査を伴い人間の尊厳を侵害しやすい生活保護ではなく、資力調査を伴わない、より人の尊厳を大切にした年金による健康で文化的な最低生活保障を正面から求めた訴訟です。皆年金体制の下、年金が国民に適用される基礎年金の意味を最適化する基礎年金の観点から問うものもあります。判決自体は、原

告、宮岸さんの請求をすべて棄却しました。九〇年三月、社会保険事務所

を行ったときに、年金が二重支給（併給）されないこと、年金の過払いを指摘され、五年前に湖つた障害福祉・基礎年金の一部支給停止（併給調整）、障害基礎年金の過払金（一八〇万円強）に対する一方的な天引き（内払調整）が行われました。併給調整・内払調整

の結果、年金月額は半分の五万円となり、生活保護の受給を余儀なくされました。また、六五歳になつたことから受けられるようになつた国民年金の通算老齢年金

「憲法施行50年。いま、生存権はどうなっている？」

全国生活保護裁連絡会

★交流会★

第3回総会のご案内

日程 9月7日(日)午前9時半開場
10時開会～午後4時まで

開場 横浜市健康福祉総合センター

【住所】横浜市中区桜木町1-1

【電話】045-201-2060

プログラム

10:00 開会あいさつ

★経過報告 生保裁判連事務局

★記念講演 「憲法50年と朝日訴訟」

新井章氏(朝日訴訟主任弁護人)

★特別報告「市民から見た生活保護」

①NHKドラマ制作部ディレクター

菅野高至氏(NHK「いのちの事

件簿(ケースファイル)制作)

②鶴見区・生活と健康を守る会

大間知氏

13:00 分科会

①あなたにもできる生活保護争訟

②新しい生活問題と生活保護

16:00 閉会

問合せ先 竹下法律事務所

〒604 京都市中京区竹屋町通麿屋町角

Tel 075-241-2244 FAX 075-241-1661

(一面よりつづく)

④信義誠実の原則（信義則）違反について

過去四年分の過払金の返還を~~めぐらしく不當~~、「違法」と判断しましたが、将来分の併給については併給調整規定が有効で合理性があるから信義則に違反しないとしました。信義則とは、相手方の信頼を裏切ることのないように行動すべきであるという原則のことです。

判決は、事実認定では原告の主張を大筋で認めながら、結論を逆転させています。このことは、憲法二五条に関する広範な立法裁量の容認をはじめとし、憲法・法律の解釈に大いに問題があるからです。しかし、判決には評価できる点も多々あります。

判決の意義と 詮説・題解

宮岸訴訟判決の意義は、まず第一に、過払金の内払調整・返還請求を違法と認めたことです。全国的に、過払いによる内払調整や返還請求をされている人々が数多く存在していることが各地から報告されているので、この判決は極めて大きな意義をもちます。社会保

険庁は、判決に従った対応をとらなければなりません。社会保険業者セントーも、新聞の談話で「正当な内払調整」と認めたので、原告側は三月一〇日までに東京高裁に控訴しています。

第三に、生活保護制度について「補足性を前提とする要保護性の調査・確認のために個人の尊厳、自立性を害するおそれが常に存在する」と制度のもつ不可避的な問題を認めています。さらに、運用について、「現在の生活保護行政下では資産調査が必要以上に厳格に行われ過ぎているとの指摘があります。この判決が問題解決の武器になるでしょう。また、立法の課題としては、行政の過ちによる過払金に対して内払調整や返還請求ができない旨の規定を盛り込む必要があります。

第五に、社会保障法上の各条項が憲法二五条に適合するか否かの判断基準について、「国の財政事情のみを過度に強調することは相当ではない」と判断したことです。現在国会で審議されている医療保険「改革」法案は、医療保険の危機を理由に被保険者の自己負担率の引上げ（二割）など、制度の運営改善の必要性を指摘して批判する向きもあることが認められる」として、生活保護制度の運営改善の必要性を指摘しています。行政機関（福祉事務所）は、判決の指摘を謙虚に受けとめています。行政機関（福祉事務所）は、判決の指摘を謙虚に受けとめています。

第六に、改正に改正を重ねる年金制度の複雑さを指摘していることは保護の必要ある者から保護の機会を奪うような結果とならないように「保護行政の運用を改善しなければなりません。

第四に、ミーンズ・テストを認めたことです。生活保護以外の制度、社会手当による最低生活保障又は立法を行い、老齢加算・障害加算を設ける必要があります。また、そのような改正を求める運動が重要です。

裁判の地位訴と訴訟文援のお願ひ

原告の請求した年金の併給調整処分の取消し自体は全く認められなかったので、原告側は三月一〇日に東京高裁に控訴しています。

控訴審で訴訟を大きく前進させるためには、もう一回り大きな運動が必要です。そのためには、多くの人のご支援が是非とも必要です。詳しく述べ左記までお問い合わせください。

宮岸年金訴訟を支える会 (連絡先)

〒510 金沢市大手町九番二一九号
北尾法律事務所

弁護士 橋本明夫まで
TEL(076)3-1-800
FAX(076)3-1-8955

会費・個人入会金(年会費)
一口一、〇〇〇円

(何口でも)
団体賛助・協力費として
一口三、〇〇〇円以上

振込先 郵便振込 箕面郵便局
口座番号 〇〇三〇一九一〇六

一はじめに
つい最近、水戸での知的障害者虐待事件が、テレビのワイドショーライブなどでよくとりあげられていました。サン・グループ事件も、同様の事件です。和歌山でも同様の事件があつたと、新聞報道されています。さらに、大阪でも同様の事件があつたと、聞いています。一体、どうなっているのでしょうか。耳を疑うばかりです。

二サン・グループ事件とは

(一)サン・グループの実態
肩パット工場を経営していたサン・グループという会社には、常時二〇名以上の知的障害者が働いていました。彼らのほとんどは、障害者施設や職安から紹介されて、サン・グループに就職しました。しかし、サン・グループの実態は悲惨なものでした。

① W社長は、日常的に暴力を奮い、長時間労働や休日出勤は当たり前、賃金はほとんど支払わず、満足な食事も食べさせてもらえないまま栄養失調に陥った者もいれば、適切な治療を受けさせてもらえず亡くなつた者までいます。

② また、W社長は、従業員の家

まで担保に借金をさせ、その借入金も使い込んだのです。

(二)金融機関の加担

従業員たちの預金口座のあつた金融機関は、サン・グループとともに長い期間取引がありました。年金の振込直後、W社長によりそのままの全額が引き出されていたことを、不審に思つたのでしょうか。また、年金担保融資の

サン・グループ事件を通じて何を問うのか

今井護士 板垣 善雄

(一)民事訴訟で の真相究明

一ヶ月をしませんでした。地域の福祉事務所や労働基準監督署は、保護者らから何度も相談を受けながら、迅速な対応をせず事態を放置し、救出を遅らせました。

さらに、県の障害福祉課は、平成七年二月まで事態を知らなかつたと言います。実際に知らなかつたならそのこと自体問題ですし、もしく、もっと早い時期に知つていても、なぜ、県下の各機関を指導し連携させ、事態の収拾に乗じています。

そこで、サン・グループの被害者たちは、事件を闇に葬らないため、昨年一二月一八日、W社長は国家賠償の訴訟を提起し、また、金融機関に対する損害賠償の訴訟を提起することにしています。

この二つの民事訴訟を通じて、事件の真相を明らかにし、その責

族に對しては、「自立の妨げになるから」と遠ざける一方で、自然だと

申込みを三、四人一度に受け付けてもいます。あまりに不自然だと

感じなかつたのでしょうか。

任の所在を明らかにするとともに、二度とこのようないふる事件が起らぬようになります。

いよいよ

申込みを三、四人一度に受け付けてもいます。あまりに不自然だと感じなかつたのでしょうか。

機関は、W社長に加担したと言わ

れて、反論できないはずです。

いよいよ

申込みを三、四人一度に受け付けてもいます。あまりに不自然だと感じなかつたのでしょうか。

機関は

福岡で争われて、いろいろの

裁判は今・・・

弁護士 沢木 堀寿美

中島訴訟の

現状と課題

一、学資保険裁判中嶋訴訟は、現在福岡高等裁判所第二民事部に係属中です。

一旦は、三月に結審予定でしたが、裁判所の方から、事実関係についての証明なりをもう少し検討させてほしいということ

で、結審が延期されました。四月に裁判官が交代しましたので、六月六日に更新手続きをし、相手方提出の準備書面に対する反論及びこちら側の主張を整理した準備書面の陳述を行い、本件訴訟についての口頭弁論を行うべき準備中です。

二、本件訴訟については、実際に支給された保護費のやりくりをしていました母親の紀子さん、父親の豊治さんが相次いで亡くなってしまい、福祉事務所はケース記録を一切提出しないという方針を取っていますので、事実関係が十分明確になつていません。その中でこれまで弁護団では、

明らかになっている数少ない事実をつなぎあわせて、原判決の不当性をついてきました。

控訴審では、一審では十分でなかつた本件世帯に関するケーブルにも焦点をあわせ、本件世帯が如何に生活保護法の趣旨に従つた優良な保護世帯であったかの立証を行つてきました。

それでも、前記の通り、裁判官は事実が明らかでない点がないようです。

そこで、一旦は結審を予定したもの、何とかもう少し事実関係が明らかにならないかと京都の弁護団とも協議した結果、ケース記録を縦密に検討することを考え、現在準備中です。

三、相手方提出の書面を読むと、「最低生活を割る生活を行政は容認することは出来ないから、認められた」と理由に、生活本来の使途以外の目的には保護を却下され、不服審査請求を行つてきました。福岡市東区の田中俊子さんに、三月二六日付で、麻生渡福岡県知事から、田中さんの

張つた世帯としてほめられこそすれ、非難されることなど何もなかつた本件世帯になされた不当な行政処分を取り消させることが出来るよう、力を尽くしたことだと思います。

増永訴訟の

現状と課題

一、自動車裁判増永訴訟は、現在福岡地方裁判所第二民事部に係属中です。

これまで、原告の保護費支給

一、自動車裁判増永訴訟は、現在福岡地方裁判所第二民事部に係属中です。

二、次回期日は、五月二七日午後

が、二度目の勝利に、「本当に皆さんに支えられて頑張つて良かった。保護が却下されたときは、どうしようもなく生活は大変でした。これでどうにかその時の借金が払えます」と喜びを語っています。

福岡・不服審査請求で「認容」あきらめずじたじたがつた
甲斐があつた

梅崎勝

生土健介福岡東支部

梅崎勝

「検診の結果、稼働能力があると認められた」と理由に、生活保護を却下され、不服審査請求を行つてきました。福岡市東区の田中俊子さんに、三月二六日付で、麻生渡福岡県知事から、田中さんの

請求で、審査官である県知事が、審査請求人の訴えを認め、福祉事務所の決定を取り消したのは最近では初めてのことであり、泣き寝入りすることなく、あきらめずに最後まで、福岡東支部の仲間たちといつしょに審査請求をたたかれた結果の全面勝利です。

四月七日、福岡東福祉事務所は、この県知事の裁決にもとづき昨年六月二八日の保護申請にさかのぼり保護費を支給する保護開始決定を行ない、田中さんに支給しました。

田中さんは、審査請求でたたかうとともに、保護申請却下後、再申請を行い、昨年一月に三カ月

に携わってきたケースワーカー及び保護課長を尋問し、「被保護世帯は自動車を借用してはならない」という規制は、生活保護法上、どこを探しても出てこないということを繰り返し、繰り返し、明らかにしてきました。

一時一五分から、いよいよ原告本人尋問です。弁護団としては原告の本人尋問を終えても、「自動車を借用している」ということだけで、中学生を抱えた世帯の保護を廃止したという本件福岡東福祉事務所の処分が如何に生活保護法を無視した違法・違憲かつ冷酷なものであつたかを、徹底的に明らかにし、福岡東福祉事務所のやり方を根本的に改めさせるべく力を尽くす所存です。

に携わってきたケースワーカー及び保護課長を尋問し、「被保護世帯は自動車を借用してはならない」という規制は、生活保護法上、どこを探しても出てこない」ということを繰り返し、繰り返し、明らかにしてきました。

一時一五分から、いよいよ原告本人尋問です。弁護団としては原告の本人尋問を終えても、「自動車を借用している」ということだけで、中学生を抱えた世帯の保護を廃止したという本件福岡東福祉事務所の処分が如何に生活保護法を無視した違法・違憲かつ冷酷なものであつたかを、徹底的に明らかにし、福岡東福祉事務所のやり方を根本的に改めさせるべく力を尽くす所存です。

